

各就労継続支援B型事業所 代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の一部改正について
(依頼)

本県の障がい福祉施策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、別添令和3年3月10日付け障発0310第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知のとおり「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（以下「指針」という。）が改正されましたので、お知らせします。

就労継続支援B型事業所においては、特別な事情がない限り引き続き「工賃向上計画」（以下「計画」という。）を作成することとされていますので、各就労継続支援B型事業所（今後新たに指定を受ける事業所を含む。）におかれましては、指針及び次の内容を踏まえ各事業所における計画の作成をお願いします。

なお、特定非営利活動法人神奈川セルフセンターが作成した計画の参考様式を、県共同受注窓口「はたらき隊かながわ」の専用ホームページに掲載していますので、御活用ください。

1 指針及び本依頼文の掲載場所

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「6. お知らせ（県内共通）」→「1 お知らせ」

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=66&topid=15

2 計画の作成時期

令和3年5月末まで

※ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における関係告示の改正により、令和3年4月以降の就労継続支援B型の基本報酬については、サービス費（Ⅰ）、サービス費（Ⅱ）、サービス費（Ⅲ）及びサービス費（Ⅳ）の4つの区分になり、このうちサービス費（Ⅰ）及びサービス費（Ⅱ）の算定に当たっては、各事業所が指針に基づく計画を作成していることが要件となる予定です。

※ そのため、令和3年4月分の報酬算定に当たり、サービス費（Ⅰ）又はサービス費（Ⅱ）を算定する事業所については、当該報酬の請求日までに計画を作成する必要があります。

3 計画の対象期間

事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定し作成する。

4 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(1) 令和5年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額※）

※ 目標とする工賃については月額により算出する方法を基本としますが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能です。

(2) 令和5年度までの各年度に取り組む具体的方策

(3) その他の事項

5 目標工賃の設定において勘案する事項

(1) 各事業所の令和2年度平均工賃実績

(2) 障害年金と合算して、障がい者が地域で自立した生活を実現するため必要な収入

(3) 神奈川県最低賃金（時給額1,012円（令和2年10月1日改正））

(4) 神奈川県平均工賃実績※

※ 直近の実績：令和元年度平均工賃実績（月額15,119円・時間額217円）

(5) 神奈川県の目標工賃※

※ 本県の工賃向上計画である「かながわ工賃アップ推進プラン」については、今後改定しますので、各事業所における工賃向上計画の見直しの際の参考としてください。

6 各事業所における「工賃向上計画」の作成の確認

毎年度実施している「工賃実績調査」において、「工賃向上計画」の作成状況を確認します。

7 参考様式の掲載場所

県共同受注窓口「はたらき隊かながわ」専用ホームページ

[\(http://www.kyodo-juchu.com/\)](http://www.kyodo-juchu.com/)

問合せ先

社会参加推進グループ 土岐

電話 (045)210-4709

FAX (045)201-2051